

問Ⅵ - 1 - ③（公益目的事業財産）

公益目的事業しか行わない法人は、管理費の捻出のためには収益事業を行わなければならないのでしょうか。

答

- 1 公益法人が公益目的事業に関して得た財産は公益目的事業を行うために使用、処分しなければなりません（公益法人認定法第18条参照）。公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うためと評価できるため、公益目的事業に関して得た財産から管理業務に充てるものは、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことができます。例えば、寄附金（公益法人認定法第18条第1号）や公益目的事業の対価収入（同第3号）は、必要な範囲で管理費に割り振ることが可能です。
- 2 したがって、従来公益目的事業に係る収入で管理費もまかなっていた法人が、管理費の捻出のため新たに収益事業を開始しなければならないことは、基本的にはないものと考えています。
- 3 公益目的事業しか行わない法人が寄附金、対価収入の一部を合理的な範囲で管理費に充てる場合の経理の方法については、原則として、管理費に割り振る収益は管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上し、残余を公益目的事業に係る会計（公益目的事業会計）の経常収益に計上するようにして下さい（問Ⅵ-1-②、公益法人会計基準の運用指針13様式2-3参照）。
- 4 管理費に割り振る収益は、法人会計の収益に直接計上しますので、収支相償の判定（公益法人認定法第5条第6号）においても公益目的事業に関する収入からは除かれることとなります。
- 5 なお、公益目的事業しか行わない法人に限っては、法人会計区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略することができます。ただし、法人会計区分を作成しない場合は、管理費の財源については、管理費相当額の収益とみなさざるを得ないため、法人会計区分がある場合のような管理費と管理費の財源である収益の差額としての黒字はなくなることに留意する必要があります。法人会計区分を作成しないという選択をする場合には、財務状況等を十分に考慮して行ってください。